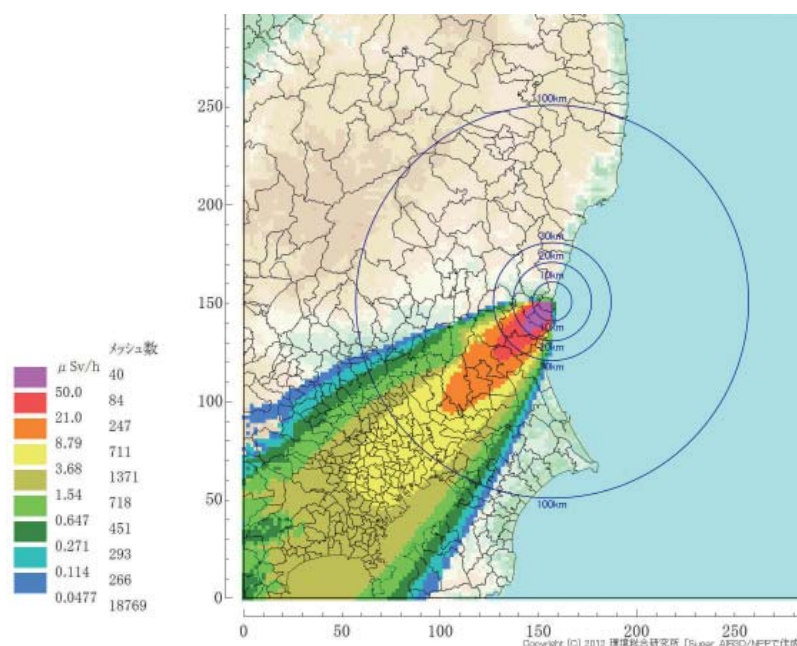


COOP-JOSO News Letter

【ものづくり 人づくり 地域づくり】 東海第2原発事故シュミレーション & 運転差止訴訟

東海第2原発で
シビアアクシデントが発生した時

左は、環境総合研究所 青山貞一さんによる福島事故と同等のシビアアクシデントが東海第2原発で発生した時、風速 2m/s 東北の風の気象条件で、経過日数0日（1日以内）の空間線量率のシュミレーション。

下の表は、政府の防災ワーキンググループによるシビアアクシデントの類型別の事故進展予測をもとに、午後1時に事故が発生したと仮定し、風速 2m/s と 12m/s でそれぞれの炉心溶融開始時刻、圧力容器破損時刻、環境への放射能放出時刻、各地への放射性プルーム到達時刻を生協で予測した。

表左側の「PAZ」は48時間以内に死亡するおそれがあるので、放出前 or 直後に避難する区域。
「UPZ」は早期死亡のリスクを低減するために数時間以内にホットスポットを特定して避難する地域とされる。

■東海第2原発シビアアクシデント発生時の放射性プルーム到達時間と空間線量率（シュミレーション）
（午後1時シビアアクシデント発生、北東の風（2m or 12m）で環境放出時刻から各地のプルーム到達時刻）

事故想定	事故発生時刻				13:00（午後1時事故発生）					
	風向				北東の風					
	風速（m/s）				2.0m/s（過去30年平均）				12m/s（2011/5/1）	
	シビアアクシデントの類型				SA5（スクラム失敗→冷却剤喪失）	SA2（注水系喪失→冷却剤喪失）	SA3（福島第一1号炉と同様の場合）	SA4（福島第一2、3号炉と同様の場合）	SA5（スクラム失敗→冷却剤喪失）	SA3（福島第一1号炉と同様の場合）
	炉心燃料棒溶融開始時刻				同時進行	14:00	14:00	23:00	同時進行	14:00
	圧力容器破損時刻				同時進行	15:00	17:00	23:30	同時進行	17:00
	環境放出開始時刻				14:00	17:00	19:00	0:00	14:00	19:00
区域	地点	所在地	距離（km）	空間線量率	到達時刻	到達時刻	到達時刻	到達時刻	到達時刻	到達時刻
PAZ	東海村	5km圏内（PAZ）	5.0	300 μSv/h	14:41	17:41	19:41	0:41	14:06	19:06
UPZ	ひたちなか市	多岐サイトセン	10.7	100 μSv/h	15:29	18:29	20:29	1:29	14:14	19:14
	水戸県庁	代々木サイトセ	19.9	80 μSv/h	16:45	19:45	21:45	2:45	14:27	19:27
PPA	笠間市役所	友部	31.6	21 μSv/h	18:23	21:23	23:23	4:23	14:43	19:43
50mSv以下として避難措置は指示されない	土浦市役所	土浦市	58.3	21 μSv/h	22:05	1:05	3:05	8:05	15:20	20:20
	つくば市役所	研究学園	66.6	21 μSv/h	23:15	2:15	4:15	9:15	15:32	20:32
	柏市役所	柏市	88.8	8.8 μSv/h	2:20	5:20	7:20	12:20	16:03	21:03
	千葉県庁	千葉市	105.0	3.7 μSv/h	4:35	7:35	9:35	14:35	16:25	21:25
	埼玉県庁	さいたま市	110.0	8.8 μSv/h	5:16	8:16	10:16	15:16	16:32	21:32
	東京駅	千代田区	115.5	8.8 μSv/h	6:02	9:02	11:02	16:02	16:40	21:40
	神奈川県庁	横浜市	141.6	3.7 μSv/h	9:40	12:40	14:40	19:40	17:16	22:16

東海第2原発に事故あるとき、事故発生時刻と事故類型を見極め、風向きと風速を考慮して、何時間の内に避難または屋内退避しなければならないかを、あらかじめイメージしておく練習。運転停止中でも使用済み核燃料があるし、東海第2原発に隣接して六ヶ所村と同じ「再処理工場」がある。そこには福島事故での放出の約96倍と推定される高レベル廃液がある。

私たちはなぜこの訴えを起こすのか（後編）・・・「訴状」はじめにより

4. 国の安全審査の不合理性・・・これまで、そして新基準

1992年の伊方原発最高裁判決は、原発による核分裂生成物の危険を正しく認識し、設置と運転能力の欠如と国の安全審査に過誤ある時は深刻な災害を引き起こすとして次のように述べている。すなわち

「原子炉がその稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがある」

と。そして

「右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、科学的、技術的見地から十分な審査を行わせることにある」「右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められた場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断にもとづく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである」

とする。

「国の審査」の不合理性、看過しがたい過誤、欠落は、最大の国民犠牲をもって証明された。「事故は起きない」と言い続けた国の主張は一瞬で崩れた。

福島原発事故と災禍を現実にもたらした以上、そして「長期にわたる全電源喪失は想定しなくてよい」とした国の安全審査に「不合理」ならびに「看過しがたい過誤・欠落」があったことを国自身が認めている以上、司法はこの最高裁判決をもってすべての原子炉設置許可処分は違法であることを認定し、まずすべての設置許可を取り消すべきである。

では、新しい「安全審査基準」ならば大丈夫か？

これまで、地震への耐震設計、津波への対策などの「安全審査基準」は、「過去最大のものを想定して対処する」というのが基本であった。従って過去最大とされていた貞観地震をもとに基準地震動を設定したり、津波の痕跡を調査して過去最大の津波を基準にしてきた。

だが、東北地方太平洋沖地震と福島第一原発事故の事実とは、「過去最大と言われた貞観地震を超える地震と津波であった」ということである。国の委員会においても、従来の考え方が根本的に間違っていたことが明らかにされた。

つまり、人間が歴史学的調査によって知りうる「過去最大」は基準になり得ないということである。すなわち、人間の知見による基準などで自然事象を計ることは不可能で、従って安全が確保できる審査基準が設定できないことを示している。

だが、国の新たな指示とは、過去最大となった東日本大地震の地震動、津波も福島第一原発事故を襲った津波高を一律に安全審査の基準にするという過誤を再び犯している。東日本太平洋沖地震より大きい地震・津波がおきないとは限らないというのが、東日本太平洋沖地震の最大の教訓であるにもかかわらず、である。

追い詰められた電力会社は「技術にゼロリスクはない」「絶対安全を求めること自体がおかしい」と居直り、再び国の安全基準づくりに圧力をかけはじめた。

国は、安全審査も、その合理性さえも飛び越えて、「政治判断」で大飯原発の再稼働を決定するという暴挙に出、法治国家としての最高裁判決さえも無視するに至った。いったいこの政治判断に、最高裁の言う「災害が万が一にも起こらないようにするために・・・科学的、技術的見地から十分な審査」の意志があるか？

そこまでして、なぜ国は原子力発電に固執するのか？

国は、原子力基本法の改定に乗じてその目的の2項に「安全保障に資する」という文言を忍ばせた。原子力発電によっていつでも核兵器が持てるようプルトニウム生産を確保する

という意図がはからずも露呈した。「原子力の平和利用」という言辭がいかにも虚飾であったか。平和憲法を踏みにじるものであり、国民も司法も明確な牽制をおこなわなければならない。

5 切迫する東海第2原発事故の危険性

福島第一原発事故は東京電力（株）の固有の問題ではなく、国家と一体となった構造的な問題がもたらした事故であった。「たまたま」福島ただだけで、原発の立地する全国のどこでも起きてもおかしくなかった。東海第2原発も「あわや」であった。なんとか停止できたのは幸運によるものであった。

従って、現時点においても全国どの原発であれ、同様の構造問題・社会経済問題を抱え、同じ危険が起きる客観的条件（自然的、社会制度的、管理能力という諸条件）は、すべて揃っている。ふたたび災禍を引き起こすことは必至である。

とりわけ日本海溝に面して地震多発地帯にあり、原発としては日本一人口密度の高い地域に立地し、首都圏に近接し、老朽化がすすみ、核施設が集積している東海村における東海第2原発は、その危険性の切迫性と被害の重大性において急である。

東日本東北沖大地震のプレートのすべり込みの歪みの解放は茨城沖で少なく、空白域をつくっており、沈み込む海山による抵抗でフックされているとも言われ、次は茨城沖での巨大地震が起きる可能性が高いとされ、危険が切迫している。

日本一の人口稠密地に立地し、首都圏に隣接している東海第2原発で過酷事故あるときは、半径30km圏内100万人の緊急避難が困難であるのみならず、福島事故で国が想定した首都3,000万人の避難も困難を極め、その被ばくと被害は世界一となり、首都は壊滅するであろう。

加えて、30km圏内に18事業所にのぼる原子力関連施設が密集している。とりわけ、東海第2原発に隣接してプルトニウム、高レベル放射性廃液を持つ（独）日本原子力研究開発機構の「核燃料再処理施設」や、大洗の

高速増殖炉実験炉「常陽」との複合災害は免れない。だが再処理施設や高速増殖炉の過酷事故に関する解析コードも未開発で、十分な知識と経験を有する技術者もないとされる。

被告日本原電は「火事」ばかり起こしており、基本的保安能力に欠けるとして、保安院からも厳重注意を受けている。

東京電力が福島第一原発事故の損害賠償さえまともにできない状況なのに、総資産が東京電力の5.5%、売上も3%程度の経営規模の被告日本原電が、この莫大な被害の損害賠償に責任を負えるとは到底考えられない。原子炉等規制法が指示する「原子炉を設置するために必要な経理的基礎」にも欠けており、原子炉を運転する資格がないと断ぜざるを得ない。

私たちは、東海第2原発で過酷事故あるとき、いかに広範に重大な災禍を引き起こすかを、自然条件（地震・津波の可能性の高さ）、社会的条件（立地指針にそぐわない人口密度と防災の困難さ、原子力施設の密集による複合重畳事故）、それらに対する国の認識能力、安全審査能力、危機管理能力の欠如、原子力ムラという利権構造による「国民の安全より利益」という体質、運転当事者である日本原電の姿勢と技術能力の欠如、国と電力各社の出資と運営による天下り企業としての自立的経営能力の欠如と社会的経済的責任能力の欠如等をもって示す。

同じ過ちを二度と繰り返してはならない。過酷事故あるときの被ばくと避難と損害を含めた人格権の侵害がいかほどあるかを国や電力会社が国民に示さないならば、法廷において国民の前に明らかにさせることが必要と私たちは判断した。

もって、運転再開を止め、設置を取り消すことが、切迫する多く住民の基本的人権の侵害・否定を未然に防ぐ道である。

6 被ばくの過小評価と受忍の既成事実化

福島原発事故後、被ばくの既成事実化と健康影響の過小評価のキャンペーンが行われている。だが、他方で広島・長崎の原爆症認定

訴訟において、67 年を経て裁判所による内部被ばくによる健康影響を認めた原爆症の認定が続いている。

被ばくによる「生命・身体へ重大な危害」（伊方最高裁判決）、すなわち直接の急性障害のみならず低線量内部被ばくの健康影響は、私たちの国の広島・長崎の人々の犠牲と苦しみを隠してきた世界的な「隠蔽と過小評価への意図的工作」の歴史であった。60 余年という住民の訴えの中から、今それが明るみ出されている。

現在の法の定めは、公衆被ばく線量は年間 1 ミリシーベルトである。この国は少なくとも法治国家である。

被告国は原発の過酷事故あるとき半径 30km 以内の住民は 48 時間以内に死亡のおそれがあるから避難させるが、それ以遠では 50 ミリシーベルト以上の被ばくはないので何もしないとしている。避難できなければ死亡するという放射能の本質的問題を明示しているが、同時に 50 ミリシーベルトまでの被ばくは健康影響は特に認められないので受忍せよとしている。

これは被ばくの細胞への影響のメカニズムが違う内部被ばくを、外部被ばくと同様の均質化した線量に薄めて、「シーベルト」なる数値に換算して低線量内部被ばくの健康影響を過小評

価する。その上で、経済と生命を天秤にかける「費用便益論」による「放射線防護」という政策を、あたかも科学的知見のように宣伝し、被ばくによる健康影響を隠し、因果関係を確率論・統計論の海の中に投げ込んでわからなくさせ、もって損害賠償の負担を少なくするための巧妙な手管である。

広島・長崎の被ばく以後の健康影響の隠蔽と過小評価の世界的工作の歴史を明らかにする。福島事故によって国民が被っている公衆被ばくの違法状態の既成事実化、受忍化と健康影響の隠蔽と過小評価の事実を明らかにする。

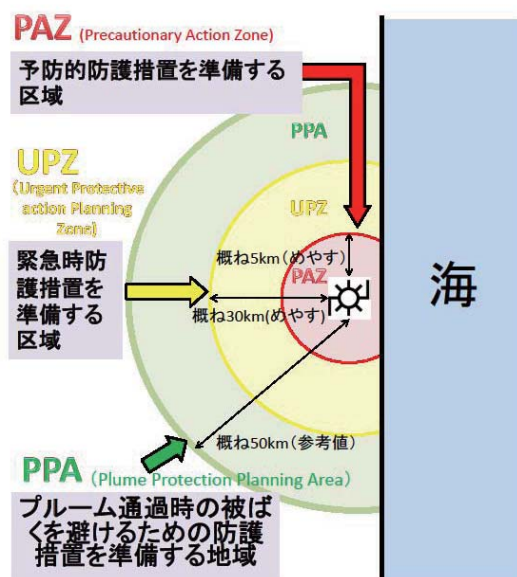
その上で東海第 2 原発事故を想定した防護・防災という問題において、人口稠密地における避難困難性による急性障害の必然性と共に、低線量長期内部被ばくの健康影響という生命・身体への危害を法廷で正面から争う。これは最高裁が言う「国民の生命・身体に重大な危害を及ぼす」ことの内容を具体的に争うものである。

東海第 2 原発をはじめとする原発の廃炉命令と、核分裂生成物の製造を早期に停止させ隔離・保管する命令を求めることは、広島・長崎の原爆被ばく、JCO 臨界事故の被ばく、そして福島という多くの犠牲を払った過ちの歴史に報いる歴史的な裁判の課題である。

政府による「防災指針」見直し案

2012. 3. 19 原子力安全委員会 原子力施設等防災専門部会 防災指針検討ワーキンググループ答申
「原子力施設等の防災対策について」見直しに関する考え方、中間とりまとめ →政府了承 より

表紙の東海第 2 原発でシビアアクシデントが発生した時、周辺がどのような放射能濃度となるか、私たちは数時間以内にどのような行動をとらなければならないか、政府は何を「しないか」をよく知っておく必要があります。



防護区域	範囲	東海第 2	福島第一	区域の内容
PAZ (予防的防護措置区域)	5km 圏内	49 万 8 千人	5 万 5 千人	数時間以内に死亡する おそれがあるので放出 前 or 放出直後に避難・ 屋内退避する区域
	20km 圏内	85 万人	17 万人	福島原発事故で避難措置がと られた区域
UPZ (緊急時防護措置区域)	30km 圏内	106 万 7 千人	53 万 2 千人	早期死亡のリスクを低 減するために数時間以 内にホットスポットを特定し て避難する区域
PPA (プルーム 防護計画 区域)	50km 圏内	プルーム通過時の被ばくに備えて安定 ヨウ素剤を予防服用する区域		
50km 圏外は、総実効線量 50 ミリシーベルト以上にならないので避難を指示する対象としない				